

確定申告を時間内で終了するために 事前の準備をお願い致します。

- ① 令和5年に土地・建物売却があった方、
住宅借入金控除初年度の方は事前に税務署でご相談下さい。
(申告会では内訳書、明細書の作成は行いません)
- ② 事業・不動産の資産の入替がありましたか? 申告前にご来会下さい。
(10万円以上の資産の購入は減価償却の登録が必要です。下取りがある場合は別途明細書の作成が必要です。)
- ③ 帳簿残高にマイナスはありませんか? 残高が相違する場合、時間内に終了が難しくなります。確定申告前のご相談をお願い致します。
(BRAをご利用の方は、マイナス残高検索をご利用頂くと確認出来ます。)
- ④ インボイス登録申請をされた方、消費税の(記帳)入力方法は確認されていますか?
(消費税課税方法の相談を申告期は行いません、事前にご来会下さい。)
- ⑤ 不動産貸付をされている方、居住者の入退去はありませんか?
(決算書の設定を変更します、申告前のご来会をお願い致します。)
- ⑥ 他ご相談がある場合は、事前にご来会下さい。

記帳・決算書作成のご相談は早めのご予約をお願いします

神奈川県最低賃金の改正のお知らせ

令和5年10月1日から神奈川県最低賃金

1,112円
時間額 **41**円UP



必ずチェック
最低賃金
使用者も 労働者も

神奈川県内の事業場で働く常用・臨時・パート・アルバイト等の雇用形態や呼称の如何を問わず、すべての労働者に適用されます。

賃金引上げに活用できる「業務改善助成金」の活用を!

業 務 改 善 助 成 金

「事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)」の引き上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。

お問合せ先→業務改善助成金コールセンター
☎0120-366-440 (受付時間: 平日8:30~17:15)
ご相談先→神奈川県働き方改革推進支援センター
☎0120-910-090 (受付時間: 平日9:00~17:00)

また、厚生労働省と中小企業庁が連携し、最低賃金の引上げにより影響を受ける中小企業に対する支援の周知を実施しています! 厚生労働省のインターネットサイトから、「最低賃金・賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援施策紹介マニュアル」(全文または概略版)がダウンロードできます。



神奈川県
賃金室